

令和元年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 健康こども部こども家庭課

施設名	弘前市豊田児童センター・弘前市東部児童センター
施設の設置目的	児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを目的とする。
所在地	弘前市豊田児童センター・・・弘前市大字豊田一丁目4番地68 弘前市東部児童センター・・・弘前市大字田園一丁目8番地4
指定管理者名	社会福祉法人みのり福社会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況 概ね計画どおり実施されており、適正である。	
2 市民サービス向上のための取組状況 児童館延長利用事業を広く周知し、必要な利用者へのサービスの向上を図っている。 一輪車クラブのほか、リベロスports教室、将棋・囲碁・陶芸教室など多くの事業を実施している。 子育て支援クラブ、町会茶話会、健康維持クラブなどを実施し、地域との交流を積極的に行っている。 アンケート実施結果から見て、事業・行事への利用者の満足度が高い。	
3 市民ニーズの把握の実施状況 施設内に意見箱を設置し、利用者の意見・要望を把握するとともに、職員間で情報を共有し、対応策を検討・対応している。 また、苦情受付については掲示し、周知を行っている。一部利用者からの要望事項等があるものの、内容について適正に対応されている。	
4 施設の利用状況 (豊田児童センター) 平成30年度 年間:30,534人/292日(104人/日)→平成31(令和元)年度 年間:25,651人/290日(88人/日) (東部児童センター) 平成30年度 年間:40,984人/292日(140人/日)→平成31(令和元)年度 年間:35,355人/293日(120人/日) 前年度に比べ、利用者数は減少しているが、祝日が多かったことや、新型コロナウイルスの影響など、例年との単純な比較は難しい。	
5 指定管理業務の収支状況 計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。	
6 実地調査の結果 利用者の安全確保を第一に考え、施設の良い維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。	

7 成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度であり、(前年度満足度)「74.5%」に対し実績が「69.3%」で達成度は「93.0%」となっている。

8 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	A	法令等を遵守し、計画の実施状況、業務報告等順調、利用の公平性重視、児童クラブの利用促進・拡大、利用者のニーズの把握と反映・改善に努力した。	職員の資質向上と接遇改善、職員配置や職場環境の見直しと改善。
施設の管理	A	避難訓練、遊具点検、不審者対応訓練の定期的実施等による利用者の安全対策、補修箇所の修繕等環境改善、施設内外の清掃、整備等良好に行われた。	駐車場の利用見直し、利用者の安全管理、備品等の管理、除排雪の管理。
経理の状況	A	諸帳票類の整備、保管状況良好。	諸経費削減。
団体の財務状況	B	法人設立54年、長年に亘る安定した状況により問題なし。	引き続き安定基盤の確保、維持に努力する。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	多数の登録児童を有しており、施設を最大限に活用して、適切に支援している。運営面で法令等を遵守できている。	積極的な事業活動ができており、今後もサービス向上を目指して、継続して取り組んでいきたい。
施設の管理	B	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理等、文書管理について適切である。	利用者の安全確保のため、修繕、改修が必要な箇所については計画的に実施していきたい。
経理の状況	B	帳簿等の整備、経理の区分等が適正であり、経費の削減に努めている。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定的な経理基盤を有し、適切なものとなっている。	今後も安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する